



**心配ごと・困りごと、
人権・行政相談所の開催**

皆さんの相談を社会福祉協議会相談員、人権擁護委員、行政相談委員などが受ける相談所を開きます。皆さんの心の負担が少しでも軽くなればと考えています。家庭での心配ごと、地域でのめごと、人権侵害や行政に関する相談など、ひとりで悩まず気軽にご相談ください。相談の秘密は必ず守り、料金は無料です。安心してお越しください(予約不要)。

◆開催日時・場所

- ・ 2月4日(金)午前10時～正午 蜷川生活改善センター
- ・ 2月4日(金)午後1時30分～3時30分 伊田浦老人憩の家
- ・ 2月8日(火)午前10時～正午 総合センター(佐賀支所前)
- ・ 2月8日(火)午後1時30分～3時30分 総合センター(佐賀支所前)

※2月4日午後と8日午後の相談所には、行政書士もいます。

※新型コロナウイルス感染症予防対策のためマスク着用のご協力をお願いします。

○お問い合わせ

佐賀支所地域住民課 人権啓発係

☎555-3113



無料弁護士相談会の開催

黒潮町では、多様化する消費者相談、不動産、相続、離婚、地域での悩み相談に対応するため弁護士を招き、無料相談所を開設します。日ごろ、なかなか相談できないこともこの機会に相談してみませんか。

◆開催日時・場所

1月12日(水)午後1時～午後3時
総合センター(佐賀支所前)

※相談時間は1人30分以内・相談日一週間前の1月5日(水)午前8時30分から電話または左記窓口で先着4名を受け付け、その際、相談内容を聴き取りさせていただきます。

※同じ内容の相談は、1回限りで、担当弁護士が既に相手方の相談を受けている場合は、相談を受けることができません。またキャンセルされる場合は、相談日前週の1月7日(金)までに左記窓口へ連絡してください。

○お問い合わせ・ご予約

佐賀支所地域住民課 人権啓発係

☎555-3113



**黒潮町新型コロナウイルス感
染拡大防止に関する経済支援
交付金(スポーツツーリズム)**

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、受入自粛によりキャンセルとなった宿泊収入・弁当収入ならびにその宿泊・弁当キャンセルに係る手数料収入の一部を交付する「黒潮町新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する経済支援交付金(スポーツツーリズム)」の申請を受け付けます。

◆交付対象者

- ①黒潮町スポーツツーリズム推進会議で誘致している合宿・大会の宿泊事業者
- ②黒潮町スポーツツーリズム推進会議で誘致している合宿・大会の弁当事業者
- ③①および②に係る宿泊または弁当の手配を行う事業者

◆交付対象

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間中の受入について、町が感染症の拡大防止の観点からスポーツ団体などに自粛要請したことにより収入が減少した次の①

- ①キャンセルとなった宿泊収入

- ②キャンセルとなった弁当収入
- ③①および②の宿泊および弁当に係る手数料収入

◆交付金額

交付対象の収入の合計額に10分の3を乗じて得た額以内
交付金の額に1千円未満の端数が生じたときは、その端数切捨て

◆申請期間

令和3年4月1日から令和4年3月10日までの期間内にキャンセルが確認できたものについての申請は令和4年1月11日から令和4年3月11日まで

令和4年3月11日から令和4年3月31日までの期間内にキャンセルが確認できたものについての申請は令和4年3月12日から令和4年3月31日まで
事業の詳細については、町ホームページにも掲載しています。

【黒潮町ホームページ】

<https://www.town.kuroshio.lg.jp/pb/conf/sangyo-osirase/30167/>

○お問い合わせ

本庁 産業推進室 観光係



☎431-2113